

社会福祉法人四ツ葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 四ツ葉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監事監査又は行政庁監査(以下「会議等」とする)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 役員で職員としての立場を有するものに対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
(会議等の出席1回につき、5,000円)

2 理事には、各年度の総額が一人あたり 60,000 円を超えない範囲で、報酬を支給する。
(会議等の出席1回につき、5,000円)

3 監事には、各年度の総額が一人あたり 60,000 円を超えない範囲で、報酬を支給する。
(会議等の出席1回につき、5,000円)

(費用弁償)

第4条 役員等の費用は、理事長の指示又は理事会の委任を受け第2条1項の職務以外の法人業務を行う場合、当法人の旅費規程により費用を弁償する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって、その会議等の都度、本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年6月17日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。